平成２３年（フ）第６９８３号
東京都港区六本木６丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー11階
破産者　モノリト株式会社
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９８４号
東京都品川区荏原２丁目16―25―407
破産者　佐藤　純也
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０１２号
神奈川県伊勢原市小稲葉1126―５
破産者　杉原　益実
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０４６号
東京都大田区萩中１丁目６―27―107
破産者　岡林　弘高
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０９４号
千葉県松戸市松戸2273―１―105、開始決定時の住所千葉県松戸市松戸817―１　サンクレイドル松戸弐番館1006
破産者　鳥谷部一正
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１９号
東京都世田谷区南烏山２丁目30―14―203
破産者　吉澤由紀江
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７７号
埼玉県八潮市大字伊勢野208―１―205
破産者　中村　忠雄
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２０５号
東京都世田谷区上用賀５―26―２　レオパレス砧公園106、商業登記簿上の本店所在地東京都港区虎ノ門４丁目１番21号
破産者　株式会社ユニヴァーサルリソース
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２０６号
東京都世田谷区上用賀５丁目26―２―106
破産者　米谷　勝治
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２１９号
東京都荒川区東日暮里４丁目10―３
破産者　吉田美智子
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２６２号
千葉県浦安市弁天２丁目13番１号
破産者　東栄基礎工事株式会社
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２７９号
東京都足立区辰沼１丁目２―４―403
破産者　北　　隆義
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２８０号
東京都足立区辰沼１丁目２―４―403
破産者　北　　福代
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２８１号
東京都渋谷区本町１丁目22番５号
破産者　有限会社テクノサービスネット
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３１７号
東京都中野区中野２丁目12番８号
破産者　株式会社王蟲工房
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３１８号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目８―１―702
破産者　中村俊太郎
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４４１号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目31番１号
破産者　ＤＣデザインネットワーク株式会社
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４６２号
東京都練馬区大泉町３丁目39番13号
破産者　有限会社平山建設
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４６３号
東京都練馬区大泉町４丁目34―20―107
破産者　平山　　豊
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４７４号
東京都港区南青山６丁目７―17―501
破産者　村野　和男
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部